

軽度者（要支援1・2、要介護1）に対する福祉用具の例外的貸与ができる場合について（吹田市）

福祉用具の種類	本人の状況等	判断基準	要件
車椅子 及び 車椅子付属品	1. 日常的に歩行が困難な者	認定調査票（基本調査）	1-7 歩行 「3. できない」に該当
	2. 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	ケアマネジャーの判断	主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議を開催するなど、適切にケアプランに位置つけた場合
	3. 上記以外	医師の医学的所見	指定福祉用具貸与理由書（注1） と 福祉用具貸与に関わる情報提供書（注2） 又は診断書（注3） 又は主治医意見書（注4）
特殊寝台 及び 特殊寝台付属品	1. 日常的に起き上がりが困難な者	認定調査票（基本調査）	1-4 起き上がり「3. できない」に該当
	2. 日常的に寝返りが困難な者		1-3 寝返り 「3. できない」に該当
	3. 上記以外	医師の医学的所見	指定福祉用具貸与理由書（注1） と 福祉用具貸与に関わる情報提供書（注2） 又は診断書（注3） 又は主治医意見書（注4）
床ずれ防止用具 及び 体位変換器	1. 日常的に寝返りが困難な者	認定調査票（基本調査）	1-3 寝返り 「3. できない」に該当
	2. 上記以外	医師の医学的所見	指定福祉用具貸与理由書（注1） と 福祉用具貸与に関わる情報提供書（注2） 又は診断書（注3） 又は主治医意見書（注4）
認知症老人 徘徊感知機器	1. 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	認定調査票（基本調査） ※1. 2. のいずれにも該当する 必要があります。	3-1 意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」 以外に該当 又は 3-2 ~ 3-7 のいずれか（注5） 「2. できない」に該当 又は 3-8 ~ 4-15 のいずれか（注6） 「1. ない」以外に該当 ※その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	2. 移動において全介助を必要としない者		2-2 移動 「4. 全介助」以外に該当
	3. 上記以外	医師の医学的所見	指定福祉用具貸与理由書（注1） と 福祉用具貸与に関わる情報提供書（注2） 又は診断書（注3） 又は主治医意見書（注4）
移動用リフト	1. 日常的に立ち上がりが困難な者	認定調査票（基本調査）	1-8 立ち上がり 「3. できない」に該当
	2. 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者		2-1 移乗 「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」に該当
	3. 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 （段差解消が目的のリフト等）	ケアマネジャーの判断	主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議を開催するなど、適切にケアプランに位置つけた場合
	4. 上記以外（昇降座いす等）	医師の医学的所見	指定福祉用具貸与理由書（注1） と 福祉用具貸与に関わる情報提供書（注2） 又は診断書（注3） 又は主治医意見書（注4）
自動排泄処理装置 ※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、要支援1、2及び要介護1に加えて要介護2、要介護3の方も原則算定不可です。	1. 排便が全介助を必要とする者	認定調査票（基本調査） ※1. 2. のいずれにも該当する 必要があります。	2-6 排便 「4. 全介助」に該当
	2. 移乗が全介助を必要とする者		2-1 移乗 「4. 全介助」に該当
	3. 上記以外	医師の医学的所見	指定福祉用具貸与理由書（注1） と 福祉用具貸与に関わる情報提供書（注2） 又は診断書（注3） 又は主治医意見書（注4）

（注1）ケアマネジャーが軽度者（要支援1・2、要介護1）に福祉用具の例外的貸与をする場合に提出していただく書類（吹田市様式）です。

（注2）主治医に医学的な所見から福祉用具の例外的貸与の判断を求める書類（吹田市様式）です。

医療保険の診察情報提供料250点の対象となりますのでご注意ください。

（注3）必要な福祉用具の種類と国が示す3つの例外的貸与基準のいずれに該当するか明確に記載していることが必要です。

（注4）特記事項に必要な福祉用具の種類と国が示す3つの例外的貸与基準のいずれに該当するか明確に記載していることが必要です。

（注5）3-2 毎日の日課を理解、3-3 生年月日や年齢を言う、3-4 短期記憶、3-5 自分の名前を言う、3-6 今の季節を理解する、3-7 場所の理解

（注6）3-8 徘徊、3-9 外出すると戻れない、4-1 物を盗られたなどと被害的になる、4-2 作話、4-3 泣いたり笑ったりして感情が不安定になる、

4-4 昼夜の逆転がある、4-5 しつこく同じ話をする、4-6 大声をだす、4-7 介護に抵抗する、4-8 「家に帰る」と言い落ち着きが無い、

4-9 一人で外に出たがり目が離せない、4-10 いろいろなものを集めたり、無断でもってくる、4-11 物を壊したり、衣類を破いたりする、

4-12 ひどい物忘れ、4-13 意味もなく独り言や独り笑いをする、4-14 自分勝手に行動する、4-15 話がまとまらず、会話にならない

国が示す3つの例外的貸与基準

1. 状態が変動しやすく、日によって又は時間によって頻繁に必要な状態になる
2. 状態が急速に悪化し、短期間のうちに必要な状態になることが確実に見込まれる
3. 身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から必要な状態に該当する